

伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会条例

(設置)

第1条 伊那地域定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）を策定し、又は変更することについて、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、共生ビジョンの推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 伊那地域定住自立圏形成に関する協定書に掲げる取組に関連する分野における団体の代表者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画部地域創造課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。